

令和6年11月18日

一般競争入札公告

社会福祉法人 羽生福祉会
理事長 櫻井 義彦

社会福祉法人 羽生福祉会の発注する「大規模修繕工事とあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 入札内容

- (1) 名称：特別養護老人ホーム くわの実
介護ロボット・ICTの導入事業
- (2) 場所：埼玉県羽生市大字下新郷字小子松660番地
- (3) 導入商品：見守り機器「眠りSCAN」57台
- (4) 導入時期：契約締結日から令和7年2月末日まで（予定）

2. 入札方法等

- (1) 入札方法：一般競争入札
- (2) 入札予定価格：有（非公開）
- (3) 最低制限価格：有（非公開）
- (4) 入札保証金：無

3. 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 埼玉県や地元市町村で指名停止処分を受けている企業でないこと。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
- (6) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。
- (7) 導入後のアフターサービス体制が整備され、実行できること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間：公告日から令和6年11月26日（火）17時まで
- (2) 提出書類：ア 入札参加資格の確認できる資料
イ 会社案内・会社経歴書
ウ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表（書式は任意）
- (3) 提出方法：持参又は郵送（持参の場合は事前連絡必要）※締切日午後5時必着
なお、提出書類は返却しない。
- (4) 提出・問合せ先：〒348-0047 埼玉県羽生市大字下新郷字小子松660番地
社会福祉法人 羽生福祉会 特別養護老人ホーム くわの実
T E L : 0 4 8 - 5 6 3 - 5 0 8 8
F A X : 0 4 8 - 5 6 3 - 0 5 9 5
E - m a i l : sakuramau-kuwanomi@herb.ocn.ne.jp
担当者：櫻井
※月曜日から金曜日までの10時から16時までとする。

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書の配布

- (1) 入札参加資格等確認審査後、すべての業者に参加資格の有無について電子メールにて通知する。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、仕様書等を郵送により配布する。
なお現場説明会は行わない。

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 : 令和6年11月18日（月）
- (2) 応募締切日時 : 令和6年11月26日（火）17時までに必着
- (3) 仕様書等配布日 : 令和6年11月18日（月）～
- (4) 入 札 日 : ① 日 時 令和6年12月10日（火）14時00分から
② 入札場所 社会福祉法人 羽生福祉会
特別養護老人ホーム くわの実 2階会議室
埼玉県羽生市大字下新郷字小子松660番地
③ 入札方法 入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
④ 開 札 入札後即開札

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加資格のない者が入札した入札
 - ② 次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印がない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者
 - ウ 二以上の入札書を提出した者
 - エ 二以上の者の代理をした者
 - ④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑦ 虚偽の一般入札競争資格者等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (7) その他
 - ① 公正に入札執行が出来ない状況に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
 - ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
 - ④ 入札は当法人の監理及理事の立ち合いによるものとする。
 - ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで実施する。
- ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。
- 前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする(最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
- なお、随意契約の交渉にあたっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。
- ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
 - ③ 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと
 - ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

9. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会での承認を受けた後とする。
- (2) 支払時期は、請求書発行月の翌月20日までに契約金額一括払い(振込による)とする。

10. その他

公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。